

## 福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域来訪者受入体制構築事業 「地域魅力開発の担い手創出事業」公募型プロポーザル方式募集要領

この要領は、『福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域来訪者受入体制構築事業「地域魅力開発の担い手創出事業」』において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により事業受託予定者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

### 1 目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という）の実現に向け、浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）（以下「イノベ地域」という）に関係人口等の来訪者を外部から呼び込むとともに、イノベ構想の担い手となる人材を継続的に確保していくためには、地域の抱える課題（※）を解決しつつ、自立的、持続的に外部の活力を呼び込む体制を構築することが必要である。

そのため、本事業では、県内事業者またはイノベ地域に拠点等のある事業者が主体となり、イノベ地域で活動する企業・団体等と協働し、イノベ地域外の企業・団体及び将来的にイノベ構想の担い手として期待できる若者等を主要なターゲットとし、イノベ地域に呼び込むためのコンテンツ開発を目的とする。

※地域課題の一例については、「福島イノベーション・コースト構想等をふまえた地域課題リスト (<https://www.fipo.or.jp/framework/issue>) を参照とするが、これに限られることなく課題を示すことを妨げない。

### 2 事業の概要

本事業は、公募により提案を受けた事業を公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）が審査し、選定した事業を提案者と機構が協議のうえ仕様を最終決定し、機構から提案者へ業務委託し実施する。

#### (1) 事業費用

上限5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

ア 特定復興再生拠点区域を含む6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を主な活動地域として実施する場合は、上限を6,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とすることができる。

イ 上記費用はあくまで上限額であり、事業費用は審査のうえ決定する。

#### (2) 事業実施期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで（最長）

#### (3) 選定件数

6件程度（うち、「5 選定方針」（1）イを1件以上とする。）

なお、上記件数に満たない場合は二次募集を行う場合がある。

### 3 スケジュール

	一次審査なし	一次審査あり
質問書の提出期限	令和8年4月20日（月）17時まで	
質問書への回答	令和8年4月24日（金）	
参加表明書提出期限	令和8年4月30日（木）17時まで	
企画提案書提出期限	令和8年5月12日（火）12時まで	
一次審査（書面）	—	令和8年5月13日（水）※予定
一次審査結果通知	—	令和8年5月15日（金）※予定
二次審査参加依頼	令和8年5月15日（金）※予定	
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年5月22日（金）※予定	
二次審査結果通知	令和8年5月26日（火）※予定	
契約締結	令和8年6月上旬 ※予定	

### 4 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 福島県内に本社又は事務所・事業所を有する者又はイノベ地域内に拠点等を有する者（イノベ地域内の連携企業・団体等の事務所等を活動拠点として活用できる場合を含む）で、イノベ地域で確実な業務遂行体制が確保されている者。
- (2) 本委託の業務遂行能力を有する者であること。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (4) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められ

る関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 消費税又は地方消費税等を滞納している者でないこと。

## 5 選定方針

### (1) 選定対象とする事業

以下ア、イのいずれか又は双方を満たし、ウ・エ・オ・カのいずれも満たすもの。

ア イノベ地域の複数市町村で活動を行う、又は、イノベ地域の複数市町村の企業・団体・拠点等が関わるコンテンツ（ツアー、体験メニュー、研修、イベント等）であること。

イ 海外の大学生等の外国人（特にスタートアップ等を志す層）をイノベ地域に呼び込むコンテンツであること

ウ 本事業の目的に沿うターゲットに対して行うコンテンツであること。

エ イノベ構想の重点6分野や産業集積やイノベ構想への参画、地域課題の解決等と関連付けたコンテンツであること。

（例：先端技術を活用した農業の体験ツアーや、その作物を活用した食品ビジネス化等）

オ 事業実施翌年度以降も、イノベ地域において持続的に自主事業として実施することが計画されたものであること。

カ 過年度採択事業を継続実施する場合は、上記事項と過年度の成果及び課題を踏まえて事業内容をブラッシュアップしていること。また、更なる関係人口の創出等を含むイノベ構想の担い手の創出に向けた新しい取組を行う事業であること。

### (2) 選定対象外とする事業

以下に該当する事業は選定対象外とする。

ア (1) の条件を満たしていない事業

イ イノベ構想との関連性が認められない事業

ウ 次年度以降への継続性が認められない事業

エ 予算の組み換えに過ぎない既存事業

オ 関係人口等を含む担い手の創出に向けた新しい取組が認められない過年度採択事業

カ 一方的な情報発信・PRや調査を主目的とする事業

キ 公金の使用用途として社会通念上不適切と判断される事業

## 6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

## 7 質問の受付等

### (1) 受付期間

上記「3 スケジュール」で定める期間内とする。

### (2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、機構宛てに電子メールで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。電話の受付時間は、月曜日から金曜日の9時～17時とする。なお、質問書以外による質問の受付は行わない。

### (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに上記「3 スケジュール」で定める期間内に公表する。

## 8 参加表明書の提出期限及び提出方法

### (1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限とする。

### (2) 提出方法

事務局まで以下について指定部数を郵送または持参すること。

郵送による場合、提出期限必着とする。持参の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の9時～17時とする。応募は連名でも可（応募の段階で代表団体を定めるものとする）。

ア 参加表明書（様式第2号）（正本1部）

イ 会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等（4部）

ウ 役員一覧（様式第3号）（正本1部）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）（正本1部）

## 9 企画提案書等の提出期限等

### (1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限とする。

### (2) 提出方法

事務局まで以下について指定部数を持参または郵送すること。

郵送による場合、提出期限必着とする。

持参する場合の受付時間については、提出期限日以前であれば休祝日を除く月曜日から金曜日の9時～17時とし、提出期限日であれば9時～12時とする。

ア 企画提案書

様式任意（A4横・カラー両面印刷・表紙を除き20ページ以内）（正本1部 副本4部）

イ 参考見積書

様式任意（業務の各項目に対応した内訳を記載すること）（正本1部 副本4部）

### (3) 提案の内容

原則として、事業者の知見や発想等特長を活かした自由提案とするが、下記ア～カの内容について盛り込み、事業費内に収まるように積算し提案すること。

- ア イノベ構想及び本事業に対する考え方
- イ 事業提案及び提案理由
- ウ 実施スケジュール
- エ 事業実施体制
- オ 事業効果（見込み）
- カ 3カ年（令和8年度～令和10年度）の事業計画
- キ 法人としての事業概要等（法人設立3年未満の場合）

## 10 参加表明書及び企画提案書等（以下「提案書等」という）の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、提案書等は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記「4 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (3) 虚偽の内容が記載されていると判明した場合。
- (4) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合。
- (5) 企画提案書等の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した事業実施体制に記載した担当者が本事業に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く）。
- (6) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く）。

## 11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用ならびにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用できるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提案者の情報保護の観点から、原則として非開示とする（ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある）。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用できるものとする。
- (5) 提案書等書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）をすみやかに提出すること。

## 12 選定方針

### (1) 選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する『福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域来訪者受入体制構築事業「地域魅力開発の担い手創出事業」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）』が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、事業受託予定者（随

意契約の予定者)を選定する。

なお、提出された企画提案書が10件以上の場合に、事務局が提案内容を書面で審査する一次審査を実施し、9件以内を選定し、二次審査を実施する。また、提出状況によって、審査の選定方式及びスケジュールが変更になる場合がある。

## (2) プロポーザル審査

提出のあった企画提案書等についてプレゼンテーションを受け、優れた提案者を選定する。

ア 日時：上記「3 スケジュール」のとおり

イ 場所：機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル6階）（予定）

ウ 概要

- ① 1提案者あたりの出席者は2名以内とする。
- ② 1提案者あたりの時間は、25分程度とする。（15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑）
- ③ プレゼンテーションに使用する資料は提出した企画提案書等と同じ内容とし追加の資料は認めない。
- ④ プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
- ⑤ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した者に対して電子メールまたは書面にて通知する。
- ⑥ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

## (3) 審査基準

審査基準（評価の視点・配点等）は以下のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点	
事業遂行能力等			25点
事業体制	・本事業を実施するうえで人力的に十分な体制であるか。 ・不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか。	15点	
スケジュール	・円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点	
企画提案内容			85点
事業理解	・本事業の目的や事業内容を十分に理解しているか。	15点	
企画性	・提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。 ・実施内容が具体的で実現性が高いか。	15点	
イノベ構想との 関連性	・イノベ構想の取組との関連性はあるか。	10点	
独創性	・本事業の効果を高める提案をしているか。 ・地域課題を解決するうえで効果的な視点があるか。	10点	
事業経費	・事業経費は適正であるか。	10点	
継続性・自主性	・本事業終了後、継続的に自主事業で実施される見込みがあるか。 ・地元市町村または関係機関（商工関係団体、地域づくり団体	15点	

	等) 等とも連携しうる事業であるか。		
広域性	・ 広域に事業の効果 (イノベ地域への人の呼び込み、関係人口等を含むイノベ構想の担い手の拡大 等) が期待できる事業であるか。	10点	
合計			110点

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は以下のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

(5) 最低基準

提案者は、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを条件とする。

13 委託契約の締結

審査委員会が選定した事業受託予定者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記10の無効条項等に該当する場合(企画提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む)は、その者とは契約の締結は行わず、審査会次点の者を事業受託予定者とする。

14 その他

- (1) 企画提案書は実現可能な内容とすること。また、企画提案内容のあった規模を下回ることはできない。
- (2) 契約締結後、契約書(仕様書含む)の内容を履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

15 問い合わせ先(事務局)

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当: 亀島(かめしま)

住所: 〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

電話: 024-581-6893 FAX: 024-581-6898

メール: koryu-sokushin6893@fipo.or.jp